

愛媛県報

発行 愛愛 媛 県

第360号

令和 4 年11月18日金曜日 第360号

◇ 目 次 ◇
告 示

土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	967
基本測量の実施の通知(2件)	(道路維持課)	969
公共測量の実施の通知(17件)	(")	969
道路の区域変更(県道新居浜港線)(東・	予地方局管理課)	971
道路の供用開始(")(")	971
建設業者の許可の取消し(中-	予地方局管理課)	971
指定道路の指定(南予地方局八	番浜土木事務 所)	972

告 示

○愛媛県告示第1144号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20 条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の全部について、法第31条の規定により事業認定後 の収用又は使用の手続が保留されるので、併せて告示する。

令和 4 年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 起業者の名称

今治市

2 事業の種類

市道別名矢田線新設工事(愛媛県今治市クリエイティブヒルズ 地内から同市高橋字大縄田地内まで)

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県今治市クリエイティブヒルズ、小泉一丁目、別名字端谷、字端谷口、字寺谷、字寺谷口、字薮下、字福富、字嶋田、字三反地、字実取川、字ホウシボ、字五反地、字立丁、字六反地、字大川地、字向六反地、字石橋及び字中河原並びに高橋字大角及び字大縄田地内

(2) 使用の部分

愛媛県今治市別名字端谷、字薮下、字福富、字三反地、字嶋田、字実取川、字五反地、字立丁、字六反地、字大川地、字向六反地、字石橋及び字中河原並びに高橋字大角及び字大縄田地内

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県今治市矢田字八反坪地内から同市高橋字大縄田地内までの延長2 31kmの区間を全体計画区間(以下「全体計画区間」という。)とする「市道別名矢田線新設工事」(以下「全体事業」という。)のうち、同市クリエイティブヒルズ地内から同市高橋字大縄田地内まで延長1 48kmの区間(以下「本件事業区間」という。)にかかる道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に規定する市道新設工事であり、

法第3条第1号に掲げる事業(以下「本件事業」という。)に 該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると 判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

市道別名矢田線(以下「本路線」という。)は、道路法第8 条の規定により今治市長が市道に認定した道路であり、今治市 は同法第16条の規定による本路線の管理者である。

また、本件事業は、今治市議会において、今治市一般会計予算の議決を受け施行するものであることから、今治市は本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると 判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

本路線は、一般国道196号(以下「国道196号」という。) と一般国道317号(以下「国道317号」という。)を連絡する延長2 31㎞の都市計画道路であり、当該国道間において、渋滞が顕著である市街地区間を迂回して連絡するバイパスとしての役割を果たすとともに、近年企業立地の著しい今治新都市第1地区へのアクセス道路として、さらには現在国が整備中であり、近い将来供用開始が見込まれる国道196号「今治道路」(以下「今治道路」という。)における今治インターチェンジ(以下「今治IC」という。)への新たな動線として重要な機能を果たす路線である。

本件事業は、全体計画区間のうち未施行の区間を最大幅員 17mの2車線道路として新設するものである。

本路線が通過する今治IC付近においては「今治新都市開発事業」を推進しており、大型ショッピングモールの開業や食品製造大手企業の新工場の稼働、四国地方で初となる獣医師の養成に係る大学(獣医学部)が開学するなど、今治新都市の開発は着実に進んでいる。また、J3に昇格したFC今治の新たなホームスタジアムが令和5年1月に竣工予定であるなど、今後も今治新都市の開発とそれに伴う交通量の増加が見込まれている。

しかしながら、平成28年に行われた国土交通省交通量調査によると、国道196号と国道317号が交差する片山交差点付近では、同地点北側の国道196号における自動車交通量が26,520

台 / 12 h、混雑度が1 25、同交差点西側の国道317号における自動車交通量が13 938台 / 12 h、混雑度が1 .18を記録するなど、著しい渋滞が発生しているほか、平成28年から令和元年に当該地点周辺において発生した死傷事故は合計40件にのぼるなど、主要幹線道路としての円滑な交通機能を十分に発揮できていない状況である。加えて、国道317号と今治新都市第1区域を結ぶ県道今治丹原線においても、休日を中心に渋滞が発生しており、今後、今治 I C の供用が開始され、今治新都市の開発が進めば、交通量の増加は不可避であり、これらの問題を解消することが喫緊の課題となっている。

本件事業の完成により、本路線は、国道196号から今治ICや今治新都市第1地区を経由して国道317号(松山市方面)を結ぶ新たなアクセス道路として、移動距離及び時間の短縮の効果が見込まれる。加えて、片山交差点付近の通行を回避できることで、同交差点付近の交通混雑の緩和や事故件数の減少のほか、休日を中心に混雑している県道今治丹原線の混雑緩和も図られ、今治市内外への移動および物流等のルート、さらには緊急輸送道路として、地域内外の交通の円滑化に大きく寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、 相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、 愛媛県環境影響評価条例(平成11年条例第1号)に基づく環 境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業と一体的 に進められている今治道路において実施された環境影響評価 をもとに、大気室、騒音及び振動について、任意で本件事業 に係る評価を行った結果、いずれの評価項目においても環境 基準等を満足していることを確認している。

また、動植物に関して、道路の存在及び工事の実施による 影響が小さいとされたオオタカについては、環境保全措置の 検討や工事中のモニタリング調査を行い、事業実施区域及び その周辺において繁殖活動が確認された場合には、専門家の 意見及び指導を参考にしつつ、必要に応じて繁殖期を避けた 施工等適切な措置を講ずることとしている。また、同じくキ イロコガシラミズムシについては、環境保全措置やため池の 堤体前法面における植生が生育可能となる工法を検討し、水 生植物の生育できるため池浅場の維持・創出を図ることとし ている。その他の動植物については、保護のために特別の措 置を講ずべきものは見受けられない。

このほか、本件事業地内には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、すでに発掘調査が完了した地点については、記録保存を含む適切な措置が講じられており、残る箇所についても継続した発掘調査を行い、適切な措置を講じることとしている。なお、本件事業の施行に伴い、新たな遺跡等の存在が確認された場合には、記録保存等適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微で あると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、全体計画区間のうち未施行の区間について、 今治道路を挟んだ区間は上下線セパレート構造の2車線道路 として、それ以外の区間は非セパレート構造の2車線道路として新築する事業であり、今治市道路の構造の技術的基準等に関する条例(平成24年条例第48号)に定める第4種第3級の規格に適合していると認められる。

また、本件事業は、「農業用道路端谷本線1」計画部を除いて、平成3年12月17日付け愛媛県告示第1775号にて都市計画決定された今治広域都市計画道路3・4・47別名矢田線と、その基本的内容において整合している。

本件事業の起終点の位置及び経過地の選定については、沿線地域の集落及び神社や公共施設等の状況、本市道の供用の状況、本件事業と一体的に進められている今治道路の整備計画等を考慮して決定されている。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

工 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益 を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が 失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べた ように、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早急に施行する必要性

(3)アで述べたように、国道196号と国道317号の交通量の多さに起因して、付近では著しい渋滞が発生しており、両国道の交差点では死傷事故が頻発している。加えて、更なる都市開発によって交通量の増加が見込まれるため、早期に交通混雑の緩和を図り、円滑な交通機能を取り戻す必要があると認められる。

また、本件事業区間は全体計画区間のうち未施行の部分であり、本件事業を完了して両国道を始終点とする市道を完成させることによって、交通混雑の緩和という事業目的が達成されるものである。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いもの と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充 足すると判断される。

- 5 法第26条の2第2項の規定に基づく図面の縦覧場所 愛媛県今治市役所
- 6 収用又は使用の手続が保留される起業地
- (1) 収用の部分

愛媛県今治市クリエイティブヒルズ、小泉一丁目、別名字端

谷、字端谷口、字寺谷、字寺谷口、字薮下、字福富、字嶋田、字三反地、字実取川、字ホウシボ、字五反地、字立丁、字六反地、字大川地、字向六反地、字石橋及び字中河原並びに高橋字 大角及び字大縄田地内

(2) 使用の部分

愛媛県今治市別名字端谷、字藪下、字福富、字三反地、字嶋田、字実取川、字五反地、字立丁、字六反地、字大川地、字向六反地、字石橋及び字中河原並びに高橋字大角及び字大縄田地内

○愛媛県告示第1145号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、 国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。 令和4年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 基本測量(防災対策地域水準測量)

2 作業期間 令和4年8月1日から

令和5年2月28日まで

3 作業地域 宇和島市、南宇和郡愛南町

○愛媛県告示第1146号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、 国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。 令和4年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 基本測量 (成果不整合地域における基準点改測)

2 作業期間 令和4年8月1日から

令和5年2月28日まで

3 作業地域 松山市、西条市

○愛媛県告示第1147号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(用地測量)

2 作業期間 令和4年5月2日から

7月29日まで

3 作業地域 愛媛県東温市則之内

○愛媛県告示第1148号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(空中写真撮影、写真地図作成)

2 作業期間 令和4年5月30日から

令和5年3月31日まで

3 作業地域 大洲市 市内一円

○愛媛県告示第1149号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、中予地方局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(数値図化、砂防基盤図、地図情報レベ

ル2500)

2 作業期間 令和4年5月31日から

9月30日まで

3 作業地域 伊予市・砥部町の一部

○愛媛県告示第1150号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、南予地方局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(数値図化、砂防基盤図、地図情報レベ

ル2500)

2 作業期間 令和4年6月1日から

9月30日まで

3 作業地域 愛南町の一部

○愛媛県告示第1151号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、伊予市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(デジタル数値撮影、写真地図作成)

2 作業期間 令和4年6月13日から

令和5年1月30日まで

3 作業地域 伊予市全域

○愛媛県告示第1152号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(基準点測量・地形測量・応用測量)

2 作業期間 令和4年6月14日から

11月30日まで

3 作業地域 愛媛県東温市山之内

愛媛県東温市河之内

○愛媛県告示第1153号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、東予地方局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(数値図化、地図情報レベル2500)

2 作業期間 令和4年6月20日から

10月31日まで

3 作業地域 四国中央市一円

○愛媛県告示第1154号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、砥部町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量 (デジタル数値撮影、写真地図作成)

2 作業期間 令和4年7月1日から

12月20日まで

3 作業地域 砥部町全域

○愛媛県告示第1155号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、東予地方局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(数値図化、地図情報レベル2500)

2 作業期間 令和4年4月7日から

10月31日まで

3 作業地域 新居浜市・西条市一円

○愛媛県告示第1156号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、今治市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(空中写真撮影、写真地図作成)

2 作業期間 令和4年7月8日から

令和5年3月10日まで

3 作業地域 今治市全域

○愛媛県告示第1157号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、南予地方局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(数値図化、砂防基盤図、地図情報レベ

ル2500)

2 作業期間 令和4年8月1日から

令和5年1月31日まで

3 作業地域 八幡浜市・伊方町の一部

○愛媛県告示第1158号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、吉野川ダム統合管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(航空レーザ測深)

2 作業期間 令和4年7月15日から

令和5年2月28日まで

3 作業地域 吉野川流域及び銅山川流域

○愛媛県告示第1159号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、山鳥坂ダム工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(用地測量)

2 作業期間 令和4年7月25日から

12月28日まで

3 作業地域 愛媛県大洲市肱川町 地内

○愛媛県告示第1160号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、東予地方局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(砂防基盤図作成)

2 作業期間 令和4年7月14日から

12月28日まで

3 作業地域 今治市、上島町

○愛媛県告示第1161号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松野町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量 (デジタル撮影、写真地図作成)

2 作業期間 令和4年6月28日から

令和5年3月31日まで

3 作業地域 松野町・鬼北町全域

○愛媛県告示第1162号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、道前平野農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(基準点測量)

2 作業期間 令和4年9月1日から

令和5年3月5日まで

3 作業地域 西条市丹原町北田野地内

○愛媛県告示第1163号

測量法 (昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第 14条第1項の規定に基づき、四国中央市長から次のとおり公共測量

を実施する旨の通知があった。

令和 4 年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(空中写真撮影、写真地図作成)

2 作業期間 令和4年8月3日から

令和5年3月10日まで

3 作業地域 四国中央市内一円

○愛媛県告示第1164号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和4年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県			新居浜市横水町273番3から 同市横水町277番2まで		旧	メートル 20.0~25.5	キロメートル 0.070	
	道	新居浜港線	新居浜市横水町273番 3 から		新	20.0~31.1	0 .080	
			同市横水町277番 1 まで		机	20 0~31 .1	0.000.	

○愛媛県告示第1165号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和 4 年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の)種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	新	居浜港	線	新居浜市横水町		۱۵					令和 4 年11月18日

○愛媛県告示第1166号

建設業法 (昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 令和4年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(特 - 30)第2842号	平成30年 9 月10日	石丸建設(株)	石丸 省三	上浮穴郡久万高原町西明 神251	令和 4 年 10月 4 日	解体工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 29)第18085号	平成30年 3 月23日	森電工(株)	森 和男	松山市御幸 2 - 4 - 23	令和 4 年 10月11日	電気工事業	建設業の廃止
(般-3)第18642号	令和3年 5月24日	㈱バランスコントロール	岩村 圭一	松山市平田町306 - 1	令和 4 年 10月13日	内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-3)第14942号	令和4年 3月5日	㈱カナン・ジオリサーチ	篠原 潤	松山市今在家 2 - 1 - 4	令和 4 年 10月14日	さく井工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 4)第16146号	令和 4 年 7 月10日	香川鑿泉㈱	高瀬 宜渉	松山市南堀端町4-4	令和 4 年 10月24日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-3)第13406号	令和3年 6月3日	㈱共栄建設	山本 澄雄	松山市古川北4 - 8 - 27	令和 4 年 10月27日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 30)第16392号	平成30年 10月22日	㈱三和新建材	竹内 孝和	松山市保免中2-4-12	令和 4 年 10月27日	建築工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 29)第12943号	平成29年 12月22日	㈱三冠	大薮 光司	伊予郡砥部町三角766 - 3	令和 4 年 10月28日	とび・土工工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1167号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和 4 年11月18日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和 4 年11月11日

3 指定道路の位置

八幡浜市松柏丙115番の一部

- 4 指定道路の延長及び幅員
- (1) 延長 31 58メートル
- (2) 幅員 4.00メートル

令和 4 年11月18日 発行 972